

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号)

1. 基本的な考え方

景観計画区域内において、重要な骨格となる道路や河川は、良好な景観形成を図る上で重要な景観要素のひとつです。道路や河川等の公共施設のうち、本市の景観形成を図る上で特に重要な役割を担っているものについては、関係機関との協議・合意により、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行っていきます。

なお、公共空間の景観は、公共施設の整備とあわせ「景観形成地域」や「景観重点地区」の指定を行うことにより、より効果的に良好な景観形成を誘導することが期待されます。そのため、景観形成地域（候補）や景観重点地区（候補）とあわせ、景観重要公共施設の対象として考えられる公共施設（候補）は次のように考えます。

2. 対象となる公共施設（候補）

対象となる公共施設（候補）としては、市内の景観の骨格を担う重要な幹線道路と河川として、以下の施設が考えられます。また、今後、景観形成の取り組みが進む中で、よりきめ細やかな景観形成が進められる「景観重点地区」内の主な道路や河川等についてもその対象とすることが考えられます。

■対象となる施設（候補）

| | 分類 | 路線名 | 管理者 |
|------------|----|-----------|-------|
| 骨格を担う主要な施設 | 道路 | 国道2号 | 国土交通省 |
| | 〃 | 国道9号 | 〃 |
| | 〃 | 国道191号 | 山口県 |
| | 〃 | 国道491号 | 〃 |
| | 〃 | 県道下関長門線 | 〃 |
| | 〃 | 県道下関港線 | 〃 |
| | 〃 | 県道福浦港金比羅線 | 〃 |
| | 〃 | 県道島戸港線 | 〃 |
| | 〃 | 県道角島神田線 | 〃 |
| | 河川 | 木屋川 | 〃 |
| | 〃 | 田部川 | 〃 |

■ 景観重要公共施設の候補（主要な幹線道路と河川）

